

福島市パークゴルフ場（NCVふくしまパークゴルフ場）

指定管理者管理業務仕様書

福島市パークゴルフ場（以下「パークゴルフ場」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、福島市パークゴルフ場指定管理者募集要項並びに本仕様書による。

1 法令等の遵守

パークゴルフ場の運営にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令・規程等その他関係法令に基づかなければならない。

なお、本指定期間中に法令・規程等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 福島市障がい者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例（平成19年福島市条例第20号）
- (6) 福島市障がい者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例施行規則（平成19年福島市規則第29号）
- (7) 福島市情報公開条例（平成10年福島市条例第1号）
- (8) 福島市行政手続条例（平成8年福島市条例第1号）
- (9) 福島市財務規則（平成15年福島市規則第34号）
- (10) 福島市手話言語条例（平成30年福島市条例第115号）
- (11) 障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例（令和2年福島市条例第11号）
- (12) 福島市受動喫煙防止条例（令和2年福島市条例第47号）
- (13) 福島市パークゴルフ場条例（平成27年福島市条例第17号。以下「パークゴルフ場条例」という。）
- (14) 福島市パークゴルフ場条例施行規則（平成31年福島市規則第32号。以下「パークゴルフ場条例施行規則」という。）

2 指定管理料

- (1) 指定管理料の額の算定については、「募集要項 3 指定管理料に関する事項」並びに次の(2)から(4)を踏まえ、管理業務の計画書並びに業務の管理に係る収支計画書の提案内容との整合性を図ること。
- (2) 人件費の算定については、1月4日から12月28日までの毎日開場、午前9時から午後5時の開館時間を基本に、別添「福島市パークゴルフ場 指定管理料 人件費算定基礎資料」を参照のうえ算定すること。ただし、開館時間の延長、休館日の変更を提案することができる。
- (3) 消耗品費等管理費及び事務費の算定については、別添「福島市パークゴルフ場 指定管理料 管理費等算定基礎資料」を参照のうえ算定すること。
- (4) 利用料金等収入の算定については、別添「福島市パークゴルフ場収入及び利用者数の推移」

を参照のうえ算定すること。

3 業務内容

(1) 施設の管理運営全般に関する事項

- ① 管理責任者及び防火管理者を配置し、その者の氏名を報告すること。
- ② 業務従事者に必要な研修を行い、その資質向上に努めること。
- ③ 業務従事者に必要な健康診断を行い、利用者及び業務従事者の健康を害さないよう努めること。
- ④ 安全管理に十分配慮し、火災、損傷等を防止して財産の保全を図るとともに、利用者及び業務従事者の安全確保に努めること。
- ⑤ 衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。
- ⑥ 非常災害、事故等の緊急事態発生時に備え、具体的な対応計画を定め、緊急時の連絡先等をあらかじめ市に報告するとともに、避難・救出その他必要な訓練を定期的実施すること。
また、災害、盗難その他非常事態が発生したとき又は施設、設備及び備品等を滅失し、亡失し、若しくは毀損したときは、直ちに通報し、その指示を受けなければならない。ただし、急を要するため通報のいとまがないときは、応急処理を行い、その後速やかに報告すること。
- ⑦ 省エネルギー、省資源及び廃棄物減量などの環境への負荷の低減に努めること。
- ⑧ 施設運営に係る法令に関して届出等が必要な場合は、市と協議のうえ、届出等を行うこと。
- ⑨ 利用者からの意見・苦情を受け付け、問題等を解決するための事務マニュアルを整備すること。
- ⑩ 施設の使用許可、制限及び利用料金の徴収、減免、還付等については、パークゴルフ場条例並びに同施行規則に基づき適正に行うこと。
- ⑪ 営業活動等、営利行為と見なされる行為は行うことはできない。
- ⑫ 市が実施又は主催する事業への協力等に関すること。
- ⑬ 市政だよりによる広報等を行う場合は市と協議すること。
- ⑭ パークゴルフ場の基本的な業務については、別添「福島市パークゴルフ場の業務内容について」を参照のこと。
- ⑮ 「スポーツ教室」等事業（「以下自主事業」という。）の実施に当たっては適正な利用者負担金の徴収を行うことができる。なお、自主事業の内容は、市が指定する期日までに事業計画書及び収支予算書を市に提出し協議のうえ決定すること。
- ⑯ 利用者の意見を施設運営に反映させていくためのアンケート調査等を行うこと。
- ⑰ 市が選挙投票所等として使用する場合は、指定管理者へ費用の弁償を行う。
- ⑱ 積雪時には、施設敷地内、施設周辺歩道を除雪すること。
- ⑲ 既にネーミングライツが導入されている施設、または、指定期間中に新たにネーミングライツが導入された施設については、指定管理者は管理運営においてその愛称を用いることとする。

(2) 施設の維持管理に関する業務

- ① パークゴルフ場の適正な運営のため、施設設備に関する保守管理点検業務を「募集要項 2－（４）再委託の禁止」に基づき再委託できる。業務登録を行っている業者の名簿は市ホームページで閲覧することができる。なお、別添「福島市パークゴルフ場保守管理点検等業務について」及び「福島市パークゴルフ場業務委託の仕様の主な内容について」を参照のこと。
- ② 施設、設備、備品等の維持管理に関すること。
ア 修繕は「募集要項 3－（４）－② 管理費 ・ 修繕料」に基づき実施する。小規模修繕登録業者の名簿は市ホームページで閲覧することができる。なお、別添「福島市パークゴルフ場修繕の推移」を参照のこと。

イ パークゴルフ場を常に清潔な状態に保持することに努め、管理上発生した廃棄物については、適正な分別を行い、事業系ごみとして業者に処分を委託するとともに、定期的な清掃等を実施すること。

ウ 市が団体に貸与する備品は、善良なる管理者の注意をもって管理すること。

エ 備品に付随する消耗品は、適時、補充又は交換すること。

オ パークゴルフ場の駐車場及び周辺について、清掃、除雪等適切な管理を行うこと。

カ 損害賠償責任保険に必ず加入すること。

キ 貸与する車両（特殊自動車を含む。）については、対人対物任意保険に必ず加入すること。

ク 市がパークゴルフ場の一部を、自動販売機等の設置のため、行政財産目的外使用を第三者に許可することがある。

ケ 灯油等の危険物の貯蔵に係る危険物取扱者の選任等に関すること。

③ 光熱水費、燃料費等の経費の支払いに関すること。

光熱水費、燃料費等の維持管理に関する経費は、指定管理者がそれぞれの相手方に支払うこと。
なお、省エネルギーに努めること。

④ 文書類の管理に関すること。

ア 「募集要項 ２－（２）－⑧ 文書等の管理及び情報公開」に基づき文書等の管理に関する
規程及び管理帳簿書類を作成し適切に保存するとともに、パークゴルフ場あての文書類は、収
受印を押印し、内容ごとに保管期間を定め保管すること。

イ 市に宛てた文書類又は取扱いに疑義が生じた文書類については、市に回送し、その指示を受け
ること。

⑤ 施設の視察等の対応に関すること。

他の地方公共団体の職員等による視察見学等については、原則として、指定管理者が対応する
こと。

なお、視察者等の受入れは、管理業務に支障が生じないように努めること。

⑥ その他パークゴルフ場の維持管理に必要な業務については、市及び指定管理者間で協議して定
める。

4 経費及び立ち入り検査

（１） 経理規程

① 指定管理者は、管理運営に係る経理事務について独立した会計諸帳簿書類、経理規程を策定
し、経理事務を行うこと。

② 指定管理に係る経費及び収入は、申請者自体の口座とは別の専用口座で管理すること。

（２） 立入検査

市は、「募集要項 ９ モニタリング及び実績評価に関する事項」に基づくモニタリング及び
実績評価のほか、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の立入調査を行うこととする。

5 事業計画・実績報告等

（１） 年度当初に、月ごとの事業計画（行事計画）を提出すること。

（２） 毎月、別添「業務状況報告書（月報）」により翌月１０日までに次に掲げる事項について市に
報告を行うこと。また、年度終了後、毎月の報告をまとめた業務状況報告書を提出すること。

① 開場日数、開場日ごとの個人、団体、有料、減免（割合別）、免除別の区分利用者数、利用料
金の徴収状況

- ② 開場日ごとの各種相談、意見及び苦情等の件数並びに内容
- ③ スポーツ教室等事業の実施状況
- ④ 車両（特殊自動車を除く。）の使用状況
- ⑤ その他市が必要と認める事項
- (3) 市からの事務連絡は文書・メール・ファクシミリ等で行うほか、掲示・広報物関係は市で保管しているので、週1回は市スポーツ振興課を訪問すること。
- (4) 適宜、施設長、事務担当者等との会議・打ち合わせを開催することがある。

6 物品の帰属等

- (1) 市が、指定管理者に対して指定管理料により物品を購入させるときは、購入後の物品は市の所属に帰するものとする。
- (2) 指定管理者は、市の所属に帰する物品については、「福島市財務規則」及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて管理等を行うものとする。また、指定管理者は、同規則に定められた物品管理簿を備えてその保管にかかる物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について市に報告しなければならない。

7 管理物品等

備え付けの管理物品等は、別添「福島市パークゴルフ場管理物品等一覧」を参照のこと。

8 業務を実施するに当たっての注意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平・公正な運営を行うこととし、特定の団体等に有利或いは不利になる運営をしないこと。
- (2) 市、及び市内にある他の市民利用施設と連携を図った運営を行うこと。
- (3) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、市と協議を行うこと。
- (4) 各種規程がない場合は、市の諸規程に準じて業務を実施すること。

9 協議

指定管理者は、募集要項並びに本仕様書に規定するものの他、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は市と協議し決定する。

福島市パークゴルフ場指定管理者管理業務仕様書 付属書類一覧

- 1 福島市パークゴルフ場の概要
- 2 仕様書2-(2)関係 福島市パークゴルフ場 指定管理料 人件費算定基礎資料
- 3 仕様書2-(3)関係 福島市パークゴルフ場 指定管理料 管理費等算定基礎資料
- 4 仕様書2-(4)関係 福島市パークゴルフ場 収入及び利用者数の推移
- 5 仕様書3関係 福島市パークゴルフ場の業務内容について
- 6 仕様書3-(2)関係 福島市パークゴルフ場保守管理点検等業務について
- 7 仕様書3-(2)関係 福島市パークゴルフ場業務委託の仕様の主な内容について
- 8 福島市パークゴルフ場修繕の推移

9 業務状況報告書（月報）

10 福島市パークゴルフ場管理物品等一覧

11 施設平面図（福島市パークゴルフ場 リーフレット）

12 福島市パークゴルフ場条例

13 福島市パークゴルフ場条例施行規則

1. 福島市パークゴルフ場の概要

名 称	福島市パークゴルフ場（NCVふくしまパークゴルフ場）
所 在	福島市山田字細谷1番地
開館年次	平成27年7月
敷地面積	敷地総面積：42,234㎡ コース面積：19,168㎡
建物構造	クラブハウス：木造平屋 休憩所2カ所：木造平屋
建築面積	クラブハウス：264.99㎡ 休憩所A：23.18㎡ 休憩所B：16.56㎡
施設内容	クラブハウス（事務室・会議室・トイレ・ロビー・倉庫・その他） 休憩所A（休憩室・トイレ） 休憩所B（休憩室・トイレ） 4コース36ホール A：ももコース B：なしコース C：りんごコース D：ぶどうコース ※（公社）日本パークゴルフ協会公認コース（認定番号第404号） 公認期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日 駐車場200台（普通車180台・軽自動車19台・障がい者用1台）
利用料金	一日券：一般 500円 高校生以下 250円 回数券：一般 5,000円 高校生以下 2,500円 貸用具：クラブ 100円 ボール 100円 会議室・放送設備：1時間500円
開館時間	午前9時～午後5時
休館日及び休場日	12月29日～翌年1月3日

2. 仕様書 2- (2) 関係 福島市パークゴルフ場 指定管理料 人件費算定基礎資料

① 開館日数 359日

休 館 日 12月29日～翌年1月3日

② 開館時間 午前9時から午後5時まで (8時間)

区 分	勤務時間／日	延年間実働勤務時間 (時間)	業務内容
正職員	7.75 (8:30～17:15)	計 2,207	管理全般 (予約・受付・料金収受等) 入金業務 年間行事調整業務 コース整備 (芝刈り含む) 除草・剪定・集草作業 機器メンテナンス 除雪作業 コース整備指導業務 鍵開錠・施錠業務 年末年始点検業務
嘱託職員	7.75 (8:30～17:15)	計 2,156	管理全般 (予約・受付・料金収受等) 入金業務 散水業務 (コース内) コース整備 (芝刈り含む) 除草・剪定・集草作業 機器メンテナンス 除雪作業 コース整備指導業務 鍵開錠・施錠業務
臨時職員 A・B	7.75 (8:30～17:15)	計 2,156	管理全般 (予約・受付・料金収受等) 散水業務 (コース内) コース整備 (芝刈り含む) 管理棟・駐車場清掃 除草・剪定・集草作業 機器メンテナンス 除雪作業 大会時早出勤
臨時職員 C	7.75 (8:30～17:15)	計 1,902	管理全般 (予約・受付・料金収受等) 大会時早出勤 管理棟・駐車場清掃 散水作業

3. 仕様書2－(3) 関係 福島市パークゴルフ場 指定管理料 管理費等算定基礎資料

8年度 本施設業務に係る主な経費項目について

(単位：円)

項目	金額	備考
消耗品費	968,244	
消耗器材	397,234	事務用品
薬品費	571,010	芝肥料等
燃料費	167,583	
ガソリン	118,913	
軽油	25,542	
灯油	23,128	
光熱水費	1,362,878	
電気	1,090,646	
水道	272,232	
手数料	64,000	
廃棄物処分	44,200	
樹木剪定	19,800	
委託料	370,040	
機械警備業務委託	341,880	
廃棄物収集・処分業務	19,800	
消防設備保守点検業務	8,360	
使用料及び賃借料	945,780	
清掃用具等賃貸借	202,620	
券売機賃貸借	743,160	
原材料費	427,350	川砂・芝種子等
交際費	0	
印刷製本費	225,203	スコアカード印刷
通信運搬費	50,118	
広告料	0	
公課費	1,299,000	
計	5,880,196	

4. 仕様書2－(4)関係 福島市パークゴルフ場 収入及び利用者数の推移

(収入金額)

(単位：円 増▲減)

		5年度	6年度	7年度	平均
福島市パークゴルフ場	有料で収入した利用料	11,483,900	10,729,300	10,732,500	10,981,900
	減免した使用料	458,500	355,250	356,500	390,083
	免除した使用料	365,000	351,500	296,500	337,667
	合 計	12,307,400	11,436,050	11,385,500	11,709,650
	前年比較		▲ 871,350	▲ 50,550	

※ 減免・免除した額は、市が指定管理者へ支払います。

(利用者数)

(単位：人 増▲減)

		5年度	6年度	7年度	平均
福島市パークゴルフ場	利用者数	24,546	22,914	23,970	23,810
	減免した使用者数	917	710	713	780
	免除した使用者数	768	703	593	688
	合 計	26,231	24,327	25,276	25,278
	前年比較		▲ 1,904	949	

5. 仕様書3関係 福島市パークゴルフ場の業務内容について

1 基本的な業務について

① 使用受付業務

- ・ 初回時に「利用申込書」を記入し、「利用者カード」を発行。
- ・ 「利用者カード」と「利用券」を確認し、スコアカード・貸用具等を配布。
- ・ 貸出用具は、プレイ終了時に回収し、返還状況を確認。

・ 施設の使用料

区分	使用単位	使用料
一般	一日利用券	五〇〇円
	一日利用回数券（十一回）	五、〇〇〇円
高校生以下	一日利用券	二五〇円
	一日利用回数券（十一回）	二、五〇〇円

※ 障がいのある方は、利用料金が全額免除となります。

② 使用許可に関する業務

- ・ 団体利用希望者に「使用申請書」を交付し、使用許可書を交付。
（使用日の7日前まで）
- ・ 個人利用者は「利用券」の交付を受けることをもって使用の許可に代えるものとする。

③ 団体予約に関する業務

- ・ 事前に混雑状況を把握するため、大会や団体（概ね30名以上）での利用希望者に対し、団体予約を受け付ける。
- ・ 予約状況一覧情報（ホームページ含む）を更新し、個人利用者等への周知を図る。

④ 施設案内、相談等へ対応する業務

- ・ 施設や設備の案内、パークゴルフのプレイ方法などの相談等への対応。

⑤ 清掃に関する業務

- ・ クラブハウス内や休憩所等に日常清掃を実施すること。別添「清掃業務について」のとおり。

⑥ 施設、設備、駐車場棟の維持管理業務

- ・ 利用者が安全、安心に施設を利用できるよう施設の維持管理に努めること。
- ・ 施設敷地内の除草並びに山林部を含む隣地の草刈り等の環境整備に努めること。

⑦ コース維持管理に関する業務

- ・ コース内の芝刈込みや散水等の必要な作業を行い、年間を通してプレイ可能な良好なコース状態を維持するよう努めること。作業内容及び回数の目安は別添「コース維持管理業務について」及び「散水施設概要」のとおりとするが、利用者の障害にならないようコース開設前、コース閉鎖後等に行うことも含めて作業時間に留意すること。
- ・ 芝の刈込み高を概ね以下のとおりとする。
グリーン 25mmを超えない範囲

フェアウェイ	25mmを超えない範囲
ラフ	150mmを超えない範囲

- ・ 薬剤散布は、周辺への影響を考慮し、次のとおり対応すること。
除草剤は、下流域に影響が無いよう考慮し、使用せず人力除草で対応する。
殺菌剤・殺虫剤は、適宜使用する。

⑧ 日常点検、保守、巡回警備に関する業務

- ・ 利用者が安全、安心に施設を利用できるよう施設の点検、確認を行うこと。
- ・ 設備の保守点検等に関すること。

⑨ 使用者の安全確保及び秩序の維持に関する業務

- ・ 事故防止及び迷惑行為防止のため、必要であれば利用者を指導すること。
- ・ 熱中症対策や雷などの自然現象にも留意し、注意喚起を行うなどの対応を行うこと。

2 付帯設備の活用等について

① 貸し出しに関する業務

- ・ 附属設備の使用料

区分	使用単位	使用料
貸用具	クラブ一本（一日）	一〇〇円
	ボール一個（一日）	一〇〇円
会議室	一時間	五〇〇円
放送設備	一時間	五〇〇円

※ 利用時間は、会場の準備および、後片付けを含みます。

○清掃業務について

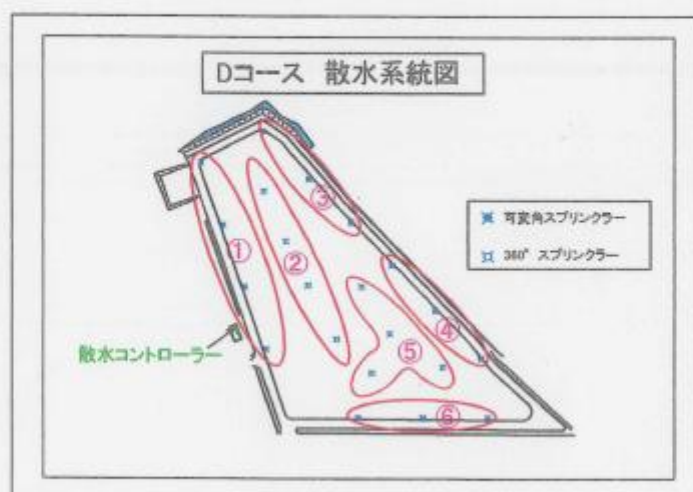
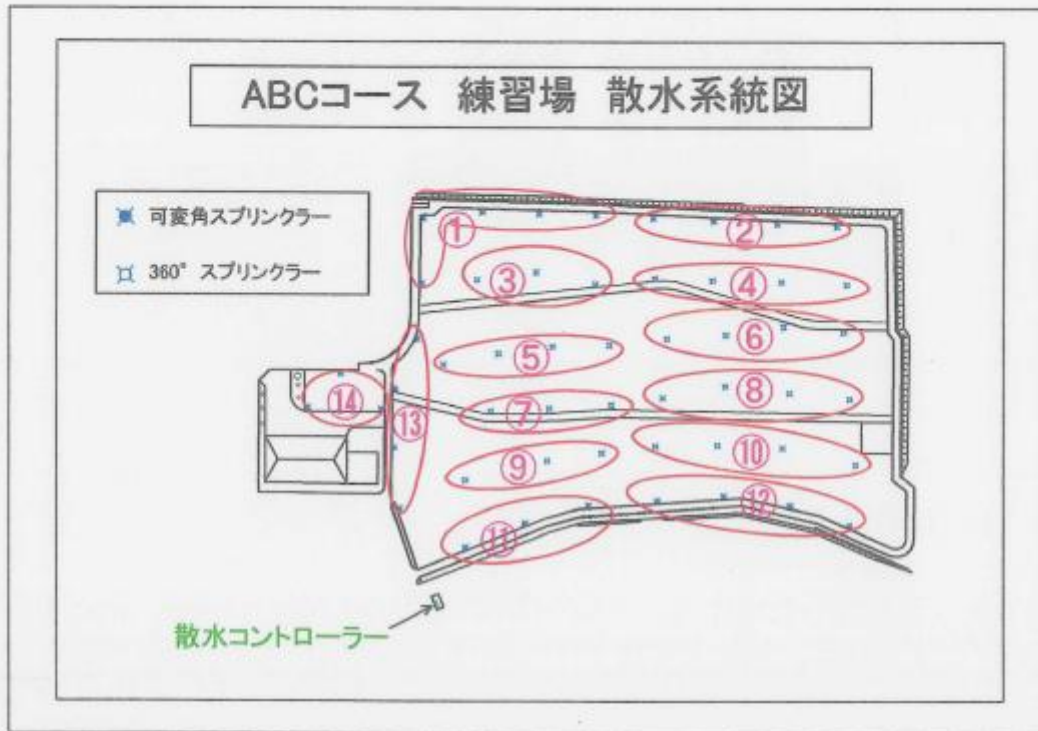
場 所		頻 度	内 容
クラブハウス	ロビー	毎日	・床全体の掃き掃除、モップ掛け（乾拭き） ・玄関マットの清掃 ・衛生陶器の清掃 ・机、椅子の整理整頓 ・窓拭き ・自動販売機のゴミ箱の状況確認 ・換気・消毒
	トイレ	毎日	・床全体の掃き掃除、モップ掛け（水拭き） ・洗面所、鏡の清掃 ・衛生陶器の清掃 ・衛生消耗品の補充 ・換気・消毒
	会議室	適宜	・床全体の掃き掃除、モップ掛け（乾拭き） ・机、椅子の整理整頓 ・換気・消毒
	事務室	適宜	・床全体の掃き掃除、モップ掛け（乾拭き） ・机、椅子の整理整頓 ・換気・消毒
			・事務機器、書類等の整理整頓
	駐車場	適宜	・ごみ拾い、落ち葉処理、散水（遮熱対応）など
休憩所 A	休憩室	毎日	・床全体の掃き掃除、モップ掛け（乾拭き） ・机、椅子の整理整頓 ・換気・消毒
	トイレ	毎日	・床全体の掃き掃除、モップ掛け（水拭き） ・洗面所、鏡の清掃 ・衛生陶器の清掃 ・衛生消耗品の補充 ・換気・消毒
休憩所 B	休憩室	毎日	・床全体の掃き掃除、モップ掛け（乾拭き） ・机、椅子の整理整頓 ・換気・消毒
	トイレ	毎日	・床全体の掃き掃除、モップ掛け（水拭き） ・洗面所、鏡の清掃 ・衛生陶器の清掃 ・衛生消耗品の補充 ・換気・消毒

○コース維持管理業務について

※1回あたり36ホールとする

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間	数量
芝刈り	フェアウェイ	1回	2回	2回	2回	3回	3回	1回						14回	6,134.8㎡
	グリーン	1回	2回	3回	3回	5回	3回	1回						18回	2,284.8㎡
	ラフ	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回						7回	10,491.5㎡
施肥	フェアウェイ	1回		1回			1回							3回	6,134.8㎡
	グリーン	1回		1回			1回							3回	2,284.8㎡
	ラフ	1回		1回			1回							3回	10,491.5㎡
目土散布(土壌改良) エアレーション				1回				1回						2回	18,911.1㎡
殺菌剤散布				1回			1回							2回	18,911.1㎡
殺虫剤散布			1回											1回	18,911.1㎡
人力除草		1回	1回	1回		1回		1回						5回	18,911.1㎡
周辺環境維持(山林部含)														適宜	一式
散水		←						→						適宜	
芝生補修								←						適宜	
刈草物処分		←						→						適宜	

○散水施設概要



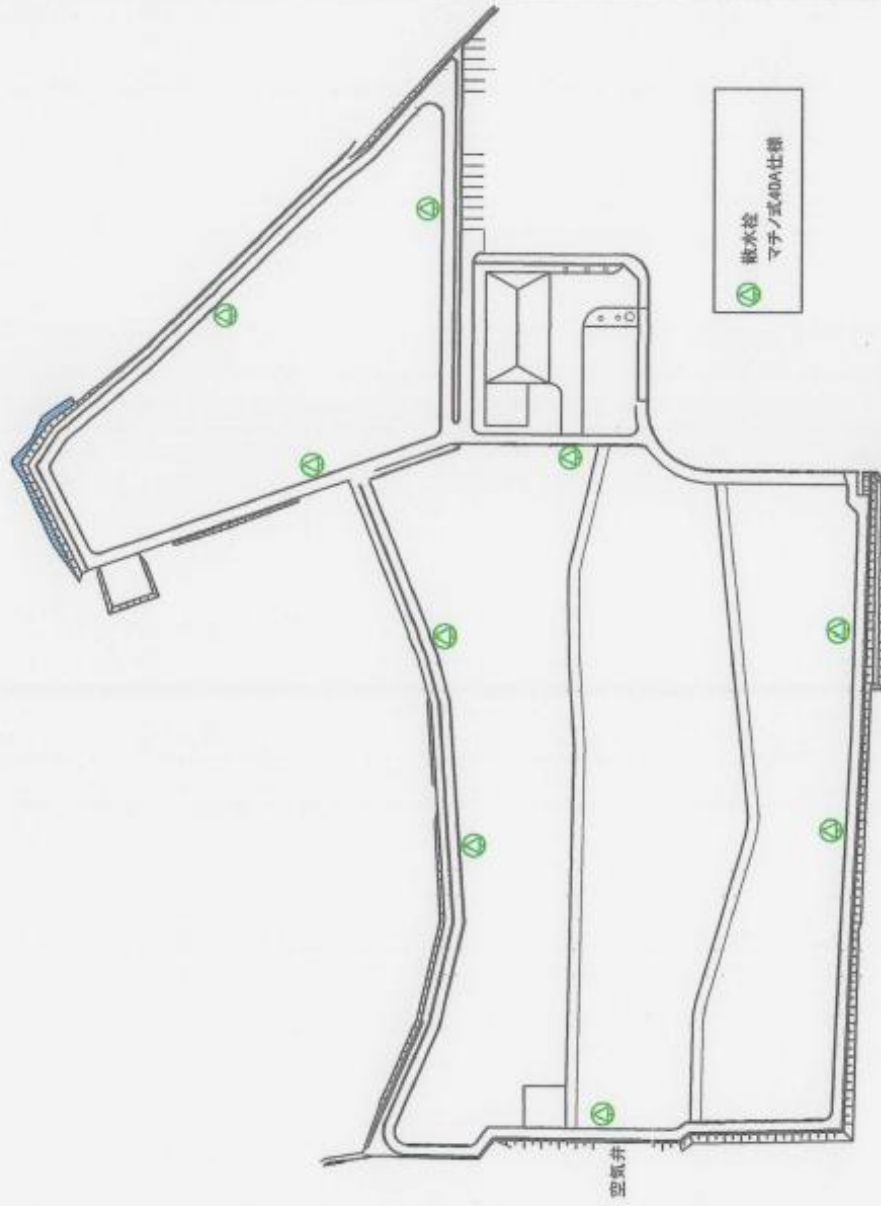
散水栓の位置

散水栓

ABCコースには6個、Dコースには3個の散水栓があります。

必要に応じて散水栓よりホース等を使用して散水する事が出来ます。

* 但しポンプが作動している時のみ使用出来ます。



散水栓
マチノ式40A仕様

空気井

6. 仕様書3－（2）関係

福島市パークゴルフ場 保守管理点検等業務について

項 目		定期保守管理 (委託等)	備 考
委 託	機械警備料	毎日17：00～8：30	
	ごみ収集料	第2・第4月曜日/月	
	消防設備保守点検	2回/年	
	インターネット接続機器管理	1回/年	
手 数 料	廃棄物処理	芝カスが大量に出たときのみ	
	樹木剪定	1回/年	

7. 仕様書3－（2）関係

福島市パークゴルフ場 業務委託の仕様の主な内容について

No.	名 称	内 容
1	機械警備委託	警備内容：受注者の携帯電話通信網（バックアップ回線有り）を使用するセコムLX 防犯サービス・火災監視サービス
2	ごみ収集委託	第2・第4月曜日（可燃・資源）収集処分業務
3	インターネット接続管理業務	インターネットに必要な機器の管理 インターネット光回線使用料・プロバイダー使用料を含む
5	消防設備保守点検	年2回の点検作業 業務内容：外観及び機能点検・外観・機能及び総合点検 保守点検設備①消火器②誘導標識③非常灯の点検

8. 仕様書3－（2）関係 福島市パークゴルフ場 修繕の推移

令和5年度 修繕

(単位：円)

No.	件 名	金 額
1	塔時計修繕	178,200
2	ホールカッパ°及びホールカッパ°蓋修繕	99,990
3	ホールカッパ°フタ修繕	96,800
4	ホールカッパ°修繕	92,400
5	ホールカッパ°ピン旗修繕	30,800
6	クラブグリップ°修繕	1,804
計		499,994

令和6年度 修繕

(単位：円)

No.	件 名	金 額
1	スタート台修繕	135,300
2	ピン修繕	99,000
3	バーチ°レン修繕	94,292
4	ピン旗修繕	90,090
5	軽トラック修繕	35,090
6	ス°リンクラ°配管修繕	33,220
7	目砂散布機修繕	12,980
計		499,972

令和7年度 修繕

(単位：円)

No.	件 名	金 額
1	コアシ°パ°修繕	148,599
2	ホールカッパ°修繕	99,000
3	ポン°修繕	98,000
4	歩行型エアレータ°修繕	82,500
5	ティ°モア修繕	71,830
計		499,929

※翌月10日までに報告

日	曜日	利用者数				利用料金 徴収額 (単位：円)	各種相談 件数 (単位：件)	教室等事業の実施状況 (単位：件)		バスの 運行状況
		個人 (単位：人)		団体 (単位：団体数)				件数	実施内容	
		(有料)	(無料)	(有料)	(無料)					
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
合計										
開館日数合計		備考								
日										

10. 福島市パークゴルフ場管理物品等一覧

(1) 屋内備品

室名	種類	品目	数量	備考
事務室	机・椅子	事務用机	6	
		事務用椅子	6	
	棚・箱庫	スチール棚	2	
		耐火金庫	1	
	一般機器	コピー(複合機)	1	
		プリンター	1	
		パソコン	1	賃貸借物品
		電話機	3	多機能2、PHS1
	音響機器	ワイヤレスマイク	1	
		アンプ	1	
		監視用モニター	1	
	雑機器	ミニキッチン	1	
	精密用品	掛時計	1	
	救急用品	A E D	1	賃貸借物品
	貸用具	一般用 (85cm) 右用	38	
		// 左用	2	
		ジュニア用(75cm) 右用	18	
		// 左用	2	
		ボール	68	
会議室	机・椅子	長机	適宜	
		パイプ椅子	適宜	
	一般用品	ホワイトボード	1	
倉庫	管理備品	芝刈備品一式	一式	
		軽ダンプ(4WD 5MT)	1	
	体育備品	テント(1.5間×2間)	2	
	その他備品	ホースリール30m	2	
	消防機器	消火器	1	
ロビー	一般用品	ホワイトボード	1	
	机・椅子	長机	10	
		パイプ椅子	30	
	雑機器	自動券売機	1	賃貸借物品
	消防機器	消火器	1	
	精密用品	掛時計	1	

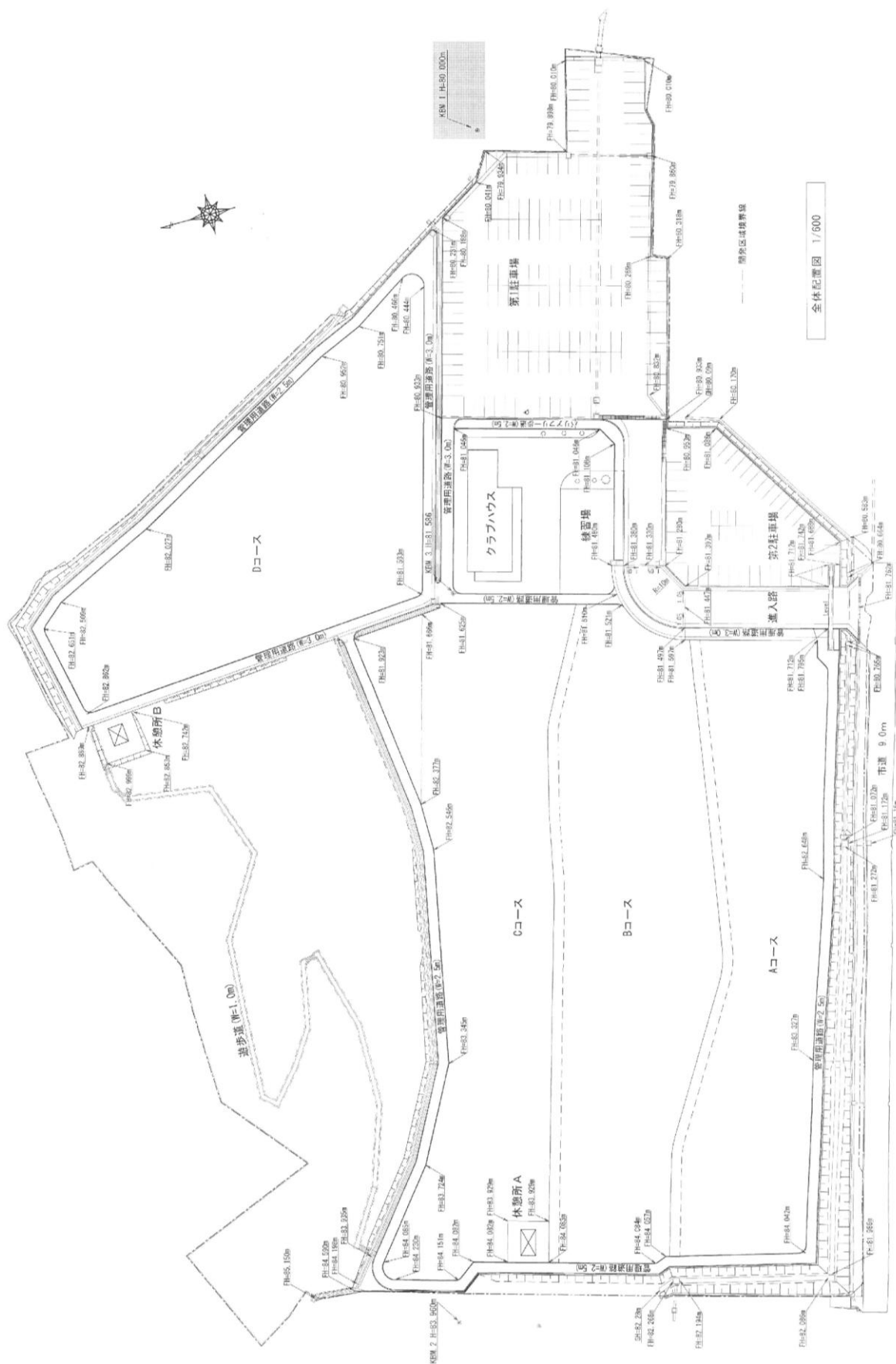
(2) 屋外備品

室 名	種 類	品 目	数 量	備 考
休憩所A	机・椅子	屋外用机	2	
		屋外用ベンチ	4	
休憩所B	机・椅子	屋外用机	1	
		屋外用ベンチ	2	
敷地内	机・椅子	屋外用ベンチ	35	
コース内	競技備品	ホールカップ	72	
		スタート台	36	
		2WAYスタンド	4	

(3) コース維持管理用備品

品 名		型 式	数量	備 考
トラクター（乗用）		シバウラ ST324	1	ローダ、バケット、 バランスウェイト付
芝刈り機	（自走）	シバウラ TS262（リール式）	1	グリーン用
	（乗用）	シバウラ AM301（リール式）	1	フェアウェイ用
		シバウラ GT216（ロータリー式）	1	ラフ用
バーチドレン		シバウラ SV7212	1	トラクター適合機種
ターボブロワ		シバウラ TBL283B	1	
目土散布機（乗用）		シバウラ MWX-400H-T	1	
エアレーション作業機（歩行式）		シバウラ SEC208	1	
肥料散布機（手押し式）		シバウラ GP10A	1	
草刈り機用スーパ（乗用）		シバウラ SS350A	1	
スチールマット		シバウラ SM1-M	1	
軽ダンプトラック		スズキキャリー 4WD 5MT	1	スタッドレスタイヤ付

1 1. 施設平面図



12. 福島市パークゴルフ場条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、生涯スポーツの振興及び市民の健康増進を図るため、福島市パークゴルフ場(以下「パークゴルフ場」という。)を設置する。

(位置)

第2条 パークゴルフ場は、福島市山田字細谷1番地ほかに置く。

(事業)

第3条 パークゴルフ場は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) パークゴルフ場の施設及び設備を一般の利用に供すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、第1条に掲げるパークゴルフ場設置の目的を達成するために必要な事業

(開場時間)

第4条 パークゴルフ場の開場時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休場日)

第5条 パークゴルフ場の休場日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

(使用の許可)

第6条 パークゴルフ場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の使用の許可を行う場合において、パークゴルフ場の管理上必要と認めるときは、当該使用の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、パークゴルフ場の使用を許可することができない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 集团的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又はその関係者が使用し、若しくは使用に関係し、又はこれらの者の利益になると認められるとき。

(3) 施設又は備付物件を滅失し、又は毀損するおそれがあるとき。

(4) その他管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にパークゴルフ場を使用し、又はその使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。

(3) 第7条各号のいずれかに該当したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(5) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の規定による使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の許可の取消しにより、使用者に損害を及ぼすことがあっても市長は、その責めを負わない。災害その他緊急事態の発生によりパークゴルフ場の使用が不能となった場合も、同様とする。

（使用料）

第10条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が公益上必要と認めるときは、これを減免することができる。

（使用料の還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（入場の制限）

第12条 市長は、入場者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入場を禁止し、又は退場させることができる。

- （1） 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- （2） 施設又は備付物件を滅失し、又は毀損するおそれがあるとき。
- （3） その他管理運営上支障があるとき。

（賠償責任）

第13条 故意又は過失により施設若しくは備付物件を滅失し、又は毀損した者は、市長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者による管理）

第14条 市長は、パークゴルフ場の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にパークゴルフ場の管理を行わせる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条及び第5条の規定（この場合において、あらかじめ市長の承認を得なければならない。）並びに第6条、第7条、第9条第1項及び第10条から第12条までの規定の適用についてはこれらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条及び第11条の規定の適用についてはこれらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

3 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、パークゴルフ場を適正に市民の利用に供しなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第15条 前条の規定により指定管理者にパークゴルフ場の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- （1） 第3条第1号及び第2号に掲げる事業の計画及び実施に関する業務
- （2） 第6条第1項に規定する使用許可に関する業務
- （3） パークゴルフ場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、パークゴルフ場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（利用料金）

第16条 第14条第2項の規定によりパークゴルフ場の管理を指定管理者が行う場合において、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、パークゴルフ場の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(福島市障がい者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例の一部改正)

2 福島市障がい者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例(平成19年条例第20号)の一部改正(略)

附 則(平成28年6月30日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日条例第8号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

1 施設の使用料

区分	使用単位	使用料
一般	1日利用券	500円
	1日利用回数券(11回)	5,000円
高校生以下	1日利用券	250円
	1日利用回数券(11回)	2,500円

2 附属設備の使用料

区分	使用単位	使用料
貸用具	クラブ1本(1日)	100円
	ボール1個(1日)	100円
会議室	1時間	500円
放送設備	1時間	500円

13. 福島市パークゴルフ場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福島市パークゴルフ場条例（平成27年条例第17号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により福島市パークゴルフ場（以下「パークゴルフ場」という。）の使用の許可を受けようとする者（次条において「使用希望者」という。）は、許可を受けようとする使用が団体使用（おおむね30人以上によるパークゴルフ場の使用をいう。以下同じ。）に該当するときは、パークゴルフ場を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の7日前までに、福島市パークゴルフ場使用申請書（様式第1号）により使用の許可の申請を行わなければならない。ただし、市長が施設の使用に支障がないと認めるときは、当該期間を経過した場合であっても、使用の許可の申請を行うことができる。

2 市長が必要と認めるときは、前項に規定する使用申請書のほか、申請の内容を説明する書類その他必要と認める書類を提出させることができる。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条第1項の規定により団体使用の申請を行った者について条例第6条第1項の規定により使用の許可をしたときは、同項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、速やかに福島市パークゴルフ場使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

2 使用希望者は、許可を受けようとする使用が団体使用に該当しない場合においては、条例第10条に規定する使用料を納付し、福島市パークゴルフ場利用券（様式第3号）の交付を受けることをもって条例第6条第1項に規定する使用の許可に代えることができる。

(使用の手続)

第4条 使用者は、あらかじめ条例第10条に規定する使用料を納付して福島市パークゴルフ場利用券の交付を受け、使用日においてこれをパークゴルフ場の係員に提示しなければならない。

(使用の変更及び取消し)

第5条 使用者（団体使用の許可を受けた者に限る。）は、使用の許可を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときは、使用日の7日前までに、福島市パークゴルフ場使用変更（取消）申請書（様式第4号）に当該使用の許可に係る使用許可書を添えて市長に提出し、使用の変更又は取消し（以下この条において「変更等」という。）の申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更等の申請を行った者についてその変更等の許可をしたときは、福島市パークゴルフ場使用変更（取消）許可書（様式第5号）を交付するものとする。

(使用料の減免)

第6条 条例第10条ただし書の規定により使用料の減免を受けようとする者（団体使用の許可を受けた者に限る。）は、福島市パークゴルフ場使用料減免申請書（様式第6号）により使用料の減免の申請を行わなければならない。

2 使用料の減免の基準は、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 市又は市の機関が主催し、又は主体となって共催する場合 条例別表の1の表に定める施設の使用料（以下この項において「施設の使用料」という。）及び条例別表の2の表に定める附属設備の使用料の全額

(2) 市又は市の機関が共催（前号の共催を除く。）する場合 施設の使用料の100分の50に相当する額

(3) 市又は市の機関が後援する場合 施設の使用料の100分の25に相当する額

(4) その他市長が特に必要と認めた場合 市長が定める額

3 市長は、必要と認めるときは、第1項の規定により使用料の減免の申請を行った者に対し、同項に規定する減免申請書のほか、申請の内容を説明する書類その他必要と認める書類の提出を求めることができる。

（使用料の還付）

第7条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者（団体使用の許可を受けた者に限る。）は、福島市パークゴルフ場使用料還付申請書（様式第7号）により使用料の還付の申請を行わなければならない。

2 使用料の還付は、使用者の責めに帰することができない理由によりパークゴルフ場を使用できない場合に行うものとし、この場合において、市長は、既納の使用料の全額を還付するものとする。

（使用者等の遵守事項）

第8条 使用者は、パークゴルフ場の使用に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 許可を受けないで物品を展示し、若しくは販売し、又はこれに類する行為をしないこと。
- （2） 秩序の維持に努め、清潔及び整頓を保持すること。
- （3） 許可された施設以外の施設及び備付物件等を使用しないこと。
- （4） 所定の場所以外で飲食しないこと。
- （5） 係員の指示に従うこと。

（職員の立入り）

第9条 市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、使用者に対して必要な指示をすることができる。

（原状回復義務）

第10条 使用者は、パークゴルフ場の使用を終了したとき、又は条例第9条第1項の規定により使用の条件の変更、使用の停止若しくは使用の許可の取消しを命ぜられたときは、速やかにその使用に係る施設及び備付物件を原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者が前項に定める義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収するものとする。

（滅失又は毀損の届出）

第11条 使用者は、施設及び備付物件を滅失し、又は毀損したときは、直ちに福島市パークゴルフ場滅失（毀損）届（様式第8号）を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（指定管理者による管理）

第12条 市長は、指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第2条、第3条第1項、第5条、第6条第3項、第7条第2項及び第9条の規定の適用についてはこれらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条、第6条及び第7条の規定の適用についてはこれらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第1号から様式第7号までの規定の適用についてはこれらの規定中「福島市長」とあるのは「指定管理者」と、様式第6号及び第7号の規定の適用についてはこれらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

（雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、パークゴルフ場の管理運営等について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に福島市音楽堂条例施行規則等を廃止する規則（平成 31 年教育委員会規則第 6 号）による廃止前の福島市パークゴルフ場条例施行規則（平成 27 年教育委員会規則第 12 号。以下「旧規則」という。）の規定によりされた処分その他の行為又はこの規則の施行の際現に旧規則の規定によりされている申請その他の行為は、この規則の相当規定によりされた処分その他の行為又は申請その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則の規定により提出、届出その他の手続をしなければならない事項で、この規則の施行の日前にその手続がされていないものについては、これをこの規則の相当規定により提出、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この規則の規定を適用する。

様式第1号（第2条関係）
様式第1号(第2条関係)

福島市パークゴルフ場使用申請書									
福島市長		申請 年 月 日							
		住所(所在地)							
		届出者 団体名							
		責任者名							
		届出者名							
		(連絡先電話 — —)							
次のとおり申請します。									
使 用 目 的									
行 事 名									
使 用 施 設 使 用 日 時	1	A もも コース	年 月 日 (曜 日)		時 時	分 分	～	時 時	分 分
		B なし コース	年 月 日 (曜 日)		時 時	分 分	～	時 時	分 分
		C りんご コース	年 月 日 (曜 日)		時 時	分 分	～	時 時	分 分
		D ぶどう コース	年 月 日 (曜 日)		時 時	分 分	～	時 時	分 分
	2	会 議 室	年 月 日 (曜 日)		時 時	分 分	～	時 時	分 分
使用者区分	1	一 般	人	2	高 校 生 以 下			人	
使 用 設 備	1	放送設備	2	貸用具	一 般 用 (右)		本 (左)	本	
					ジュニア用 (右)		本 (左)	本	
					ボール			個	
摘 要									

- 備考
- 1 必要事項を記入の上、該当するものの記号を○で囲んでください。
 - 2 太線内は、記入しないでください。
 - 3 使用時間は、準備及び片付けの時間を含めて記入してください。

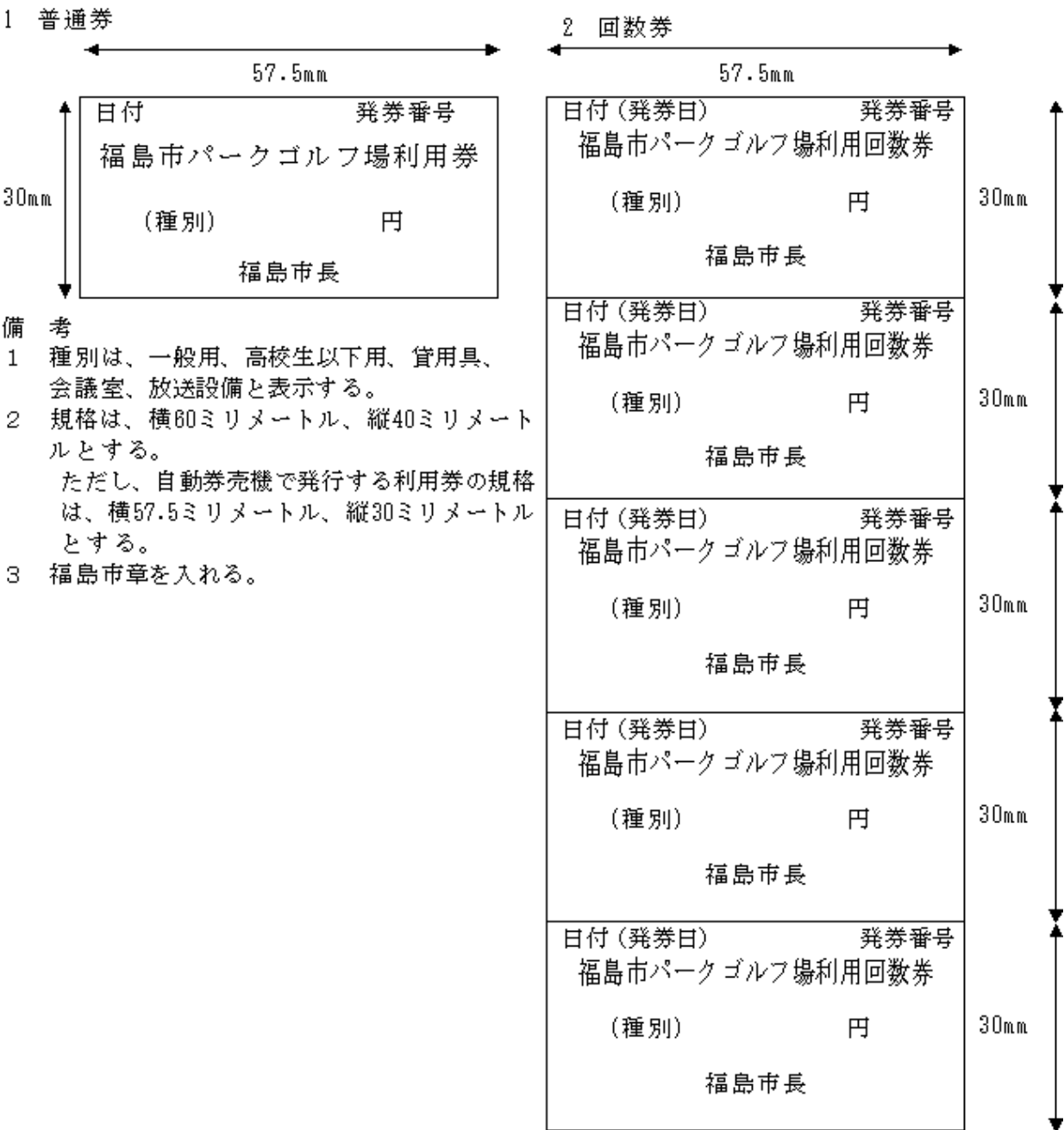
様式第2号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

福島市パークゴルフ場使用許可書									
許可年月日 年 月 日 許可番号									
様									
福島市長 印									
次のとおり許可します。									
使用目的									
行事名									
使用施設 使用日時	1	A もも コース	年 月 日 (曜日)			時 分	～	時 分	分
		B なし コース	年 月 日 (曜日)			時 分	～	時 分	分
		C りんご コース	年 月 日 (曜日)			時 分	～	時 分	分
		D ぶどう コース	年 月 日 (曜日)			時 分	～	時 分	分
	2	会 議 室	年 月 日 (曜日)			時 分	～	時 分	分
使用者区分	1	一 般	人		2	高校生以下	人		
使用設備	1	放送設備	2	貸用具	一 般 用 (右)		本 (左)		本
					ジュニア用 (右)		本 (左)		本
					ボール				個
注 意 事 項	1 利用当日、利用申請書とともに、本許可書を係員に提出し、利用人数分の利用券をお支払いください。 2 使用目的以外に施設等を使用しないでください。 3 許可された施設以外の施設及び附属設備等を使用しないでください。 4 使用後は、直ちに原状に回復し、係員の点検を受けてください。 5 この許可書を他人に譲渡し、又は貸与しないでください。								

様式第3号（第3条関係）

様式第3号(第3条関係)



様式第4号（第5条関係）
様式第4号（第5条関係）

福島市パークゴルフ場使用変更(取消)申請書									
福島市長					申請 年 月 日				
住所(所在地)									
届出者 団体名									
責任者名									
届出者名									
(連絡先電話					—		—		)
次のとおり申請します。									
許可番号									
変更(取消)の理由									
変更後の使用目的									
変更後の使用区分 使用日時	1	A ももコース	年 月 日(曜日)		時 分 ~		時 分		
		B なしコース	年 月 日(曜日)		時 分 ~		時 分		
		C りんごコース	年 月 日(曜日)		時 分 ~		時 分		
		D ぶどうコース	年 月 日(曜日)		時 分 ~		時 分		
	2	会議室	年 月 日(曜日)		時 分 ~		時 分		
変更後の使用者区分	1	一般	人		2	高校生以下	人		
変更後の使用設備	1	放送設備	2	貸用具	一般用(右)		本(左)		本
					ジュニア用(右)		本(左)		本
					ボール		個		
摘要									

- 備考
- 1 必要事項を記入の上、該当する記号を○で囲んでください。
 - 2 太線内は、記入しないでください。
 - 3 許可書は、必ず添付してください。

様式第5号（第5条関係）
様式第5号（第5条関係）

福島市パークゴルフ場使用変更(取消)許可書									
許可第号 申請年 月 日 許可年 月 日 様 福島市長印 次のとおり許可します。									
許可番号									
変更(取消)の理由									
変更後の使用目的									
変更後の使用区分 使用日時	1	A ももコース	年 月 日(曜日)		時 分 ~		時 分		
		B なしコース	年 月 日(曜日)		時 分 ~		時 分		
		C りんごコース	年 月 日(曜日)		時 分 ~		時 分		
		D ぶどうコース	年 月 日(曜日)		時 分 ~		時 分		
	2	会議室	年 月 日(曜日)		時 分 ~		時 分		
変更後の使用者区分	1	一般	人		2	高校生以下	人		
変更後の使用設備	1	放送設備	2	貸用具	一般用(右)		本(左)	本	
					ジュニア用(右)		本(左)	本	
					ボール		個		
注意事項		1 利用当日、利用申請書とともに、本許可書を係員に提出し、利用人数分の利用券をお支払いください。 2 使用目的以外に施設等を使用しないでください。 3 許可された施設以外の施設及び附属設備等を使用しないでください。 4 使用後は、直ちに原状に回復し、係員の点検を受けてください。 5 この許可書を他人に譲渡し、又は貸与しないでください。							

様式第6号（第6条関係）
様式第6号（第6条関係）

福島市パークゴルフ場使用料減免申請書									
福島市長					申請 年 月 日				
住所(所在地)									
届出者 団体名									
責任者名									
届出者名									
(連絡先電話					—		—		)
次のとおり申請します。									
行 事 名									
申 請 理 由									
使 用 施 設 使 用 日 時	1	A も も コース	年 月 日 (曜 日)			時 分 ~ 時 分		時 分 ~ 時 分	
		B な し コース	年 月 日 (曜 日)			時 分 ~ 時 分		時 分 ~ 時 分	
		C りんご コース	年 月 日 (曜 日)			時 分 ~ 時 分		時 分 ~ 時 分	
		D ぶどう コース	年 月 日 (曜 日)			時 分 ~ 時 分		時 分 ~ 時 分	
	2	会 議 室	年 月 日 (曜 日)			時 分 ~ 時 分		時 分 ~ 時 分	
使用者区分	1	一 般	人		2	高校生以下		人	
使 用 設 備	1	放送設備	2	貸用具	一 般 用 (右)		本 (左)		本
					ジュニア用 (右)		本 (左)		本
					ボール				個
摘 要									

備考

1 必要事項を記入の上、該当するものの記号を○で囲んでください。

2 太線内は、記入しないでください。

様式第7号（第7条関係）
様式第7号（第7条関係）

福島市パークゴルフ場使用料還付申請書									
福島市長			申請 年 月 日						
			住所(所在地)						
			届出者 団体名						
			責任者名						
			届出者名						
			(連絡先電話 — —)						
次のとおり申請します。									
許可番号									
申請理由									
使用施設 使用日時	1	A ももコース	年 月 日(曜日)		時 分 ~		時 分		
		B なしコース	年 月 日(曜日)		時 分 ~		時 分		
		C りんごコース	年 月 日(曜日)		時 分 ~		時 分		
		D ぶどうコース	年 月 日(曜日)		時 分 ~		時 分		
	2	会議室	年 月 日(曜日)		時 分 ~		時 分		
使用者区分	1	一般	人		2	高校生以下		人	
使用設備	1	放送設備	2	貸用具	一般用(右)		本(左)	本	
					ジュニア用(右)		本(左)	本	
					ボール			個	
還付区分									
納入済使用料									
還付額									
摘要									

備考

- 1 必要事項を記入の上、該当するものの記号を○で囲んでください。
- 2 許可書は、必ず添付してください。

様式第8号（第11条関係）
様式第8号（第11条関係）

福島市パークゴルフ場滅失(毀損)届 届出 年 月 日 福島市長 住所(所在地) 届出者 団体名 責任者名 印 届出者名 (連絡先電話 — —) 下記のとおり福島市パークゴルフ場の施設及び備付物件を滅失(毀損)したので届け出ます。 記	
滅失(毀損)の日時	年 月 日 (曜日) 時 分
滅失(毀損)した施設 及 び 備 付 物 件	
滅失(毀損)した施設 及び備付物件の数量	
滅失(毀損)の状況	